

新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した  
共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、本市がクラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、地域コミュニティが実施する地域課題の解決や地域の活性化に向けた取り組みを対象に交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和5年度「地域で活躍する多様な人材ネットワーク化事業」または令和6年度「共創コミュニティ推進事業」による支援を受けた別表1に掲げる団体（以下、「共創コミュニティ」という。）に所属する者を中心とした団体であり、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に主たる活動拠点を有すること。
- (2) 市内に在住、在勤又は在学する者を構成員として2人以上有すること。
- (3) 組織の運営に関する定款や会則等を備えていること。（総会や役員会など、組織運営の意思決定の仕組みが規定されていること。）
- (4) 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること。
- (5) 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること。
- (6) 政治団体、宗教上の組織又は団体でないこと。
- (7) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの（以下、「暴力団等」という。）でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域課題の解決又は地域の活性化を目的とした事業であること。
- (2) 市内外の人々から広く共感を得られる事業であること。
- (3) 原則、市内において実施し、主たる効果が市内で生じる公益的な事業であること。
- (4) 特定の個人又は団体の利益となる事業でないこと。
- (5) 宗教活動、政治活動、選挙活動又は営利活動を目的とした事業でないこと。
- (6) 当該団体内の親睦やレクリエーションを目的とした事業でないこと。
- (7) 本市から業務委託を受けている事業でないこと。
- (8) 当該事業が、本市、他の公共団体又はこれらが出捐若しくは出資する団体が行う財政的支援を受けていないこと。
- (9) 上記内容のほか、市長が適切でないとする事業でないこと。

(補助率および補助金額)

第4条 補助率および補助金額は、別表2のとおりとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に必要な経費であり、別表3のとおりとする。

(補助対象事業の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業認定申請書（様式第1号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書等を受理したときは、その内容について審査し、支援の対象とすることを決定したときは事業認定通知書（様式第2号）により、

支援の対象としないことを決定したときは事業不認定通知書（様式第3号）により、申請団体に通知するものとする。

3 補助対象事業の認定については、同一年度内に1申請団体につき1回に限る。

4 市長は、第2項の補助対象事業の決定に、必要な条件を付することができる。

（寄附金の募集及び受付）

第7条 市長は、第6条第2項の規定により認定をした事業のためクラウドファンディング型ふるさと納税の募集を行う旨を、市のホームページ等により周知するものとする。

2 第6条第2項の規定による補助対象事業の認定を受けた団体（以下、「事業認定団体」という。）は、寄附金の募集について、インターネット等を利用して広く周知するなど、広報活動に最大限努めなければならない。

3 寄附金の受付は、原則、第6条第2項の規定により決定した事業ごとに、市長がふるさと納税ポータルサイトを利用して受付を行うものとする。

4 寄附金の募集は、第6条第1項の事業認定申請時に設定する目標金額を上限に行う。ただし、目標金額到達に至った最後の寄附を前項記載のサイト経由で受け入れた結果、やむを得ず目標金額を寄附額が超過した場合は、目標金額に当該超過分を上乗せした金額で受付を行う。

（認定の取消し）

第8条 市長は、事業認定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき。

（2）虚偽の申請その他不正の行為により事業の認定を受けたとき。

（3）前各号に掲げるもののほか、市長が事業の認定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、事業認定取消通知書（様式第4号）

により、当該事業認定団体に通知するものとする。

(支援の辞退)

第9条 事業認定団体は、寄附金の多寡にかかわらず、認定を受けた事業を実施することを原則とするが、真にやむを得ない事情があるときは、支援辞退届（様式第5号）を市長に提出することで、支援を辞退できる。

(選定委員会)

第10条 市長は、公平かつ公正に事業認定団体を選定するため、新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置くことができる。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(交付申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする事業認定団体は、補助金交付申請書（様式第6号）に同様式で定める書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。ただし、第6条第2項の規定により認定された事業の目的および内容と著しく異なる内容での申請は認められない。

(交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容について審査し、予算の範囲内において補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第7号）により、当該申請をした事業認定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不適當であると決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第8号）により、当該申請をした事業認定団体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第13条 前条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた事業認定団体（以下、「交付対象団体」という。）は、事業を変更し又は中止しようとするときは、事業変更・中止承認申請書（様式第9号）を市長に提出するものとする。ただし、変更前の事業の達成に何ら支障のない軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときは、事業変更・中止承認通知書（様式第10号）により、不適当と認めたときは、事業変更・中止不承認通知書（様式第11号）により、申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 交付対象団体は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日の翌日から1か月以内又は、事業実施年度末のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第12号）に同様式で定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、これを補助金確定通知書（様式第13号）により確定するものとする。

(補助金の概算払)

第15条 補助金の支払は、新潟市財務規則（昭和39年新潟市規則第12号）の規定に基づき、概算払ができるものとする。

2 交付対象団体が前項の概算払により補助金の支払を受ける場合は、あらかじめ補助金概算払申請書（様式第14号）を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付対象団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又はその他法令等に違反したことが判明したとき。
  - (2) 補助金の交付対象決定及び交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 補助金をその目的以外の目的に使用したとき。
  - (4) 虚偽の申請その他不正の行為により、寄附金の募集及び交付金の交付を受けたとき。事業の認定を受けたとき。
  - (5) 暴力団等に該当するとき。
  - (6) 暴力団等の利益になるとき。
  - (7) 前各号のほか、市長が補助金を交付する必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
  - 3 市長は第1項の規定による取消しをした場合は、補助金交付決定取消通知書（様式第15号）を交付対象団体に通知するものとする。

#### （補助金の返還）

- 第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付対象団体に対し、補助金返還命令書（様式第16号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超えて補助金が交付されているときは、前項の規定の例によりその返還を命ずるものとする。

#### （財産処分の制限）

- 第18条 規則第20条に規定するその他市長が指定する財産は、補助対象事業により取得した価格が1点10万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の備品とする。
- 2 規則第20条に規定する耐用年数を勘案して市長が定める期間は、国が定める減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令第15号」という。）を勘案し、3年とする。ただし、省令第15号において2年以下となってい

るものについては、省令第15号の定めに応じた期間とする。

- 3 規則第20条の規定は、交付対象団体が、あらかじめ市長の承認を受けた日又は補助対象事業が完了した日の属する市の会計年度の初日から起算して、前項で規定する当該財産の耐用年数を経過した日のいずれか早い日を経過したときは適用しない。
- 4 規則第20条の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ取得財産の財産処分承認申請書（様式第17号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ取得財産の処分について決定し、財産処分決定通知書（様式第18号）により交付対象団体に通知するものとする。
- 6 前項の規定により市長の承認を受けて当該財産を処分した場合において、収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（調査等）

第19条 市長は、補助金の額の確定があった後においても、第16条第1項各号に該当するおそれがあると認めるときは、規則第21条に基づき、必要な調査等を行うことができる。ただし、前条第2項に規定する財産については、前条第3項に規定する期間に限り、必要な調査等を行うことができる。

（寄附活用実績の公表）

第20条 交付対象団体は、補助金の活用実績、事業実施状況等を広く情報発信しなければならない。

（個人情報保護）

第21条 交付対象団体は、事業を行う上で知りえた個人情報については、個人情報保護の観点から特に慎重に取り扱うものとし、定められた目的以外に使用してはならず、事

業期間中及び事業終了後においても、第三者に当該個人情報洩らしてはならない。

(経理執行上の留意事項)

第22条 交付対象団体は、補助対象事業をほかの事業と明確に区分して経理しなければならない。

(帳簿類の保管)

第23条 交付対象団体は、補助対象事業の収入及び支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整備し、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間は保管するものとする。

(情報公開)

第24条 補助金の申請、補助金の交付及び実績報告に関する書類は、新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき、法令等で公開できないとされているもの以外については、一般の閲覧に供するものとし、概要等を公表するものとする。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月19日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第12条第1項により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、

この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表1（第2条関係）補助対象者

共創コミュニティー一覧

団体名	所在区
松浜エリアリノベーション実行委員会	北区
海辺の森ボランティア制度運営委員会	北区
新潟市東区オープンファクトリー実行委員会	東区
ハマベリング!!!ネットワーク	中央区
江南区商農福連携	江南区
横越地区活性化まちづくり実行委員会	江南区
江南区青年5団体連絡会議	江南区
「タイトル未定」実行委員会	秋葉区
味方・月潟メディアコンテンツベース	南区
Meetup!NiigataWEST2040	西区
にしかん未来BASE	西蒲区

備考

団体名の変更等があった場合でも、活動目的等に変更がなく、実質的に従前の共創コミュニティと同一の団体であると市長が認める団体は、共創コミュニティとみなす。

別表 2 (第 4 条関係) 補助率および補助金額

補助率	補助対象経費の 10 分の 10 以内
補助上限額	<p>200 万円または第 7 条第 3 項の規定により受付を行い、市に入金のあった寄附金の額 (以下「寄附額」という。) の 100 分の 86 (※) (その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り上げた額) に相当する額のうち、いずれか低い額。</p> <p>※ふるさと納税ポータルサイトの利用手数料等事務手続きに要する費用を差し引いた額。その他、寄附額のうち補助金として交付されなかった残額は、共創コミュニティ推進事業をはじめとした新潟市の各種施策に係る事業費に充てるものとする。</p>

別表 3 (第 5 条関係) 補助対象経費

<p>補助対象経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費 (事業実施に際して臨時的に雇用する人員等への賃金)</li> <li>・ 報償費</li> <li>・ 委託料</li> <li>・ 旅費</li> <li>・ 備品購入費、消耗品費</li> <li>・ 印刷製本費</li> <li>・ 郵便料等</li> <li>・ 保険料</li> <li>・ 使用料、賃借料</li> <li>・ 工事請負費</li> <li>・ その他市長が必要と認める経費</li> </ul>
<p>補助対象外経費 又は 補助対象経費から 控除される経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象事業の実施に関わらない団体の経常的な運営に要する経費 (人件費、事務所費、光熱水費など、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外)</li> <li>・ 団体の飲食や親睦会費</li> <li>・ 団体の構成員に対する人件費、謝礼等</li> <li>・ 参加した地域住民の交流や親睦的なことのみを目的とした食糧費</li> <li>・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得に係る経費 (ただし、補助対象事業のみに使用することが明らかなものは除く)</li> <li>・ 建物の賃貸借における敷金及び礼金</li> <li>・ 新潟市が団体に賦課する税金</li> <li>・ 交付対象団体が事業者である場合は、消費税及び地方消費税</li> <li>・ 補助対象事業期間外に発生した経費</li> <li>・ その他市長が補助対象として不相当と認める経費</li> </ul>

（あて先）新潟市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

### 事業認定申請書

新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づく事業の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

1 事業名 \_\_\_\_\_

2 目標金額 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 団体概要書（別紙1）
- (2) 事業実施計画書（別紙2）
- (3) 事業収支計画書（別紙3）
- (4) 定款または会則等
- (5) 誓約書（別紙4）
- (6) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別紙5）
- (7) その他必要に応じて任意の事業説明資料

※新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、納税証明書（新潟市制度用）を添付すること。

※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

様式第2号（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

### 事業認定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による認定申請については、同要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり支援対象に認定したので、通知します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 認定条件等

- (1) 事業認定団体は、事業の遂行に関する報告に応じることを求められた場合は、すみやかにこれに応じなければなりません。
- (2) 事業認定団体は、新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱及び認定通知書に付された認定条件を遵守し、事業を行わなければなりません。

様式第3号（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

### 事業不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定による認定申請については、同要綱第6条第2項の規定により、支援対象としないこととしたので、通知します。

#### 記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 不認定理由

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

### 事業認定取消通知書

年 月 日付け新 第 号で認定した事業について、新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり事業認定の取消しをしたので通知します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 取消理由

（あて先）新潟市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

### 支援辞退届

年 月 日付け新 第 号で事業認定のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業について、同補助金交付要綱第9条の規定により、支援を辞退します。

### 記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 辞退理由

（あて先）新潟市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

### 補助金交付申請書

新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱  
第11条の規定に基づく補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 交付申請額 円

3 事業の実施予定期間 年 月 日から  
年 月 日まで

4 添付資料

（1）事業実施計画書・交付申請用（別紙6）

（2）事業収支計画書・交付申請用（別紙7）

※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

様

新潟市長 印

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第11条の規定による交付申請については、同要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり交付の決定をしたので、通知します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 交付決定額 円

3 交付条件等

- (1) 補助対象事業の遂行に関する報告に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (2) 交付金額が最終的な補助対象経費を上回るなど、交付した補助金に余剰が生じた場合、これを戻入し、精算しなければなりません。
- (3) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、これを事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (4) 新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱及び交付決定通知書に付された交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。

様

新潟市長 印

### 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第11条の規定による交付申請については、同要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり不交付の決定をしたので、通知します。

#### 記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 不交付理由

（あて先）新潟市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

事業変更・中止承認申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業の内容を変更・中止したいので、同補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称

2 交付決定額 円

3 変更・中止承認申請額 円

4 変更内容（変更時のみ記載）

(1) 変更前

(2) 変更後

5 理由

6 添付書類

(1) 変更後の事業実施計画書・交付申請用（別紙6）

(2) 変更後の事業収支計画書・交付申請用（別紙7）

※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

様式第10号（第13条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

### 事業変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定による変更・中止承認申請については、同要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり変更・中止の承認をしたので、通知します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 既交付決定額 円

3 変更交付決定額 円

4 変更承認の内容

(1) 変更前

(2) 変更後

5 変更・中止承認の条件

様式第11号（第13条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

### 事業変更・中止不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第13条第1項の規定による変更・中止承認申請については、同要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり変更・中止を不承認としたので、通知します。

#### 記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 不承認理由

（あて先）新潟市長

所在地  
報告者 団体名  
代表者名

### 事業実績報告書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業が完了したので、同補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり実績を報告します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 補助対象事業の完了年月日 年 月 日

3 交付決定額 円

4 補助対象経費 円

5 交付申請額（実績報告額） 円

6 添付書類

- (1) 事業実施報告書（別紙8）
- (2) 事業収支報告書（別紙9）
- (3) 補助対象経費の支出が確認できるもの（領収書等）
- (4) 補助対象事業の活動状況が確認できるもの（写真、パンフレット、チラシ等）
- (5) 口座振替申込書（別紙10）

※その他にも審査に必要となる書類の提出を求める場合があります。

様

新潟市長 印

補助金確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業について、同補助金交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり額の確定をしたので通知します。

記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 交付済額 円
- 4 交付確定額 円
- 5 交付金戻入額（3－4） 円

（あて先）新潟市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

### 補助金概算払申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業について、補助金の概算払いを申請します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 事業の実施予定期間 年 月 日から  
年 月 日まで

3 交付決定額 円

4 概算交付申請額 円

5 概算払いを必要とする理由

6 添付書類

- ・口座振替申込書（別紙10）

様

新潟市長 印

### 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け新 第 号で交付決定した新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業について、同補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり交付決定の取消しをしたので、通知します。

#### 記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 交付決定取消額
- 4 取消理由

様式第16号（第17条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新潟市長 印

### 補助金返還命令書

年 月 日付け新 第 号で金額の確定をした（交付決定を取り消した）  
新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金  
事業について、同補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

#### 記

- 1 補助対象事業の名称
- 2 返還額 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由

（あて先）新潟市長

所在地  
申請者 団体名  
代表者名

財産処分承認申請書

年 月 日付け新 第 号で交付決定のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金事業で取得した財産を処分したいので、同補助金交付要綱第18条第4項の規定により、次のとおり申請します。

記

補助対象事業の名称	
-----------	--

【取得効用増加財産】

取得効用増加財産の品目（名称）	
取得効用増加年月日	年 月 日
取得効用増加価格	円
時価	円
処分の理由	
処分の方法	

※処分する財産（品目）が複数ある場合は、上記項目について別紙を作成し、添付してください。

様

新潟市長 印

### 財産処分決定通知書

年 月 日付けで申請のあった新潟市クラウドファンディング型ふるさと納税を活用した共創コミュニティ推進事業補助金交付要綱第18条第4項の規定による承認申請については、同要綱第18条第5項の規定により、下記のとおり処分の承認をしたので通知します。

#### 記

1 補助対象事業の名称

2 決定事項

3 決定事項の内容

取得効用増加財産の品 目（名称）	
取得効用増加 年月日	年 月 日
取得効用増加価格	円
時価	円
処分の方法	